

長崎県後期高齢者医療広域連合特別会計条例

平成20年2月8日 条例第1号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。